

令和2年3月31日

民事部（総括）主任書記官 殿

民事訟廷管理官 赤坂 剛

第三者から訴訟事件について照会があった場合の民
事訟廷の対応について（事務連絡）

民事訟廷の各係に対して、第三者から訴訟事件について、事件係属の有無、担当（係属）部などの問合せが寄せられることがあります。

各係においては、裁判公開の原則、情報管理の意義などを踏まえながら取り扱っていたところですが、今般、民事訟廷として原則的な扱いを検討し、別添のとおり、申し合わせました。

申し合わせた内容は、ほぼ従前の扱いを確認したのですが、担当部の事務にも関わることなのでお知らせします。

(2. 3. 30 東京地民訟管)

第三者から、訴訟事件について照会があった場合の民事訟廷の対応について（申合せ）

民事訟廷事務室の各係に第三者から標記の照会があった場合には、下記のとおり、事件の特定等を行った上で回答することとする。

なお、訟廷において、回答する項目は、事件簿情報（事件番号、当事者名、係属部、訴えの提起日、終局している場合は、判決言渡し日、和解成立日などの終局年月日、終局事由（[]のみ）、控訴の有無）に限ることとし、それ以外の項目の照会については、担当部に回答を委ねることとする。

記

1 「事件の特定」とは、次のいずれかの場合とする。

- (1) 事件番号及び原告名又は被告名が判明している場合
- (2) 原告名及び被告名が判明している場合
- (3) 事件番号とその他の事件簿情報で事件が特定できる場合 ((1)の場合を除く。)
- (4) 当事者の一方の氏名とその他の事件簿情報で事件が特定できる場合 ((1)の場合を除く。)

2 事件の特定ができて、[]で検索・確認した際、

- (1) 当該事件の期日一覧が「第1回口頭弁論期日前」であった場合は、被告に訴状が送達されているかどうか係属部（担当書記官）に電話等で確認する。

被告に訴状が送達されている場合は、照会に応じる（回答対象項目の範囲で回答する。）。

被告に訴状が送達されていない場合は、照会に応じない（回答例は、次葉のとおり。）。

ただし、係属部（担当書記官）に回答を委ねることも可。

- (2) 当該事件について、閲覧制限の申立て、あるいは秘匿の申し出がされている場合

ア 照会の対象が「当事者名」であって、[]一方当事者の氏名欄が「*」との表示となっている場合は、照会に応じない（回答例は、次葉のとおり。）。

ただし、係属部（担当書記官）に回答を委ねることも可。

イ 照会の対象が「当事者名」であって、[REDACTED] 当事者の氏名がいずれも表示されている場合（「*」との表示でない場合）及び照会の対象が「当事者名以外」である場合は、係属部（担当書記官）に回答を委ねる。

(補足及び回答例)

1 補足

(1) 1-(2)(4)について

[REDACTED] で検索したところ、複数の事件が検索された場合は、当事者名、係属部、訴えの提起日、終局年月日等を聴取して、正確に事件を特定する。

(2) 2-(1)について

ア 係属部（担当書記官）に回答を委ねる場合は、被告に訴状の送達が完了していても、送達の効力に疑義があり、回答を差し控えることが相当であることもあるので、電話照会の相手方が第三者である旨伝えることを失念しないよう、十分に注意する。

イ 記録係閲覧係では、訴訟係属の有無にかかわらず、訴訟記録の閲覧の請求をすることができることから（民訴法91条1項），一律、係属部（担当書記官）に対応を委ねている。

2 回答例

電話照会があった場合は、最初に「裁判所では、事件を特定していただかないと検索することができません。また、原告名や被告名で検索する場合は、外字等の表記も含めて、完全に一致しないと検索することはできませんので、あらかじめ御了承ください。」と案内してから、事件簿情報を聴取する。

(1) 2-(1)について

「現段階では、事件の存否を含めて回答することはできません。（また、時間を置いてからお尋ねください。）」

(2) 2-(2)アについて

「システムで検索しましたが、回答できるものはありません。」

（更問）

「何故、回答することはできないのか。」

（回答）

「システムで検索しましたが、検索に当たりませんでした。」